

秋田海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、秋田海区管内の沿岸海域に來遊するはたはた資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成28年12月2日

秋田海区漁業調整委員会会長 加藤 和夫

（採捕の制限）

次に掲げる禁止区域及び禁止期間においては、はたはたを採捕してはならない。

ただし、第二種共同漁業権を内容とする漁業権に基づいて採捕する場合又は竿釣・手釣（から釣りを除く。）、やす、は具若しくは徒手により採捕する場合は、この限りでない。

1 禁止区域

水深30メートル以浅の沿岸海域

2 禁止期間

告示の日から平成29年1月31日まで